

感対第2452号
令和2年8月17日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府における新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金にかかる
留意事項について

平素より、本府の保健医療行政にご協力をいただきありがとうございます。
標記について、下記のとおり、留意事項を取りまとめましたのでお知らせします。
つきましては、貴団体関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 他機関での勤務実績について

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、大阪府から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（以上、施設類型1）、大阪府から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関（施設類型2）、大阪府又は保健所設置市から役割を設定された地域外来・検査センター（施設類型3）、大阪府から役割を設定された宿泊療養等を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（軽症者等を含む。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する業務（施設類型4）に1日以上勤務（施設類型4は従事）した場合、当該医療機関等と他の医療機関（例えば普段勤務されている医療機関）での勤務を通算して10日以上であれば、他の要件を満たす限り、20万円の慰労金支給対象となりえます。なお、当該医療機関等での勤務が10日以上必要ではないので、ご注意ください。

普段勤務されている医療機関等において、慰労金の交付申請を行う際、「他医療機関の勤務実績」として当該医療機関等での出務を入力してください。その際、必要となる勤務証明については、交付申請を行う医療機関等に派遣元団体から発行された証明書を提出してください。（本勤務証明書は、慰労金の交付申請を行う医療機関等において保管するものであり、大阪府に提出する必要はありません。）

なお、普段勤務されている医療機関がない場合は、当該医療機関等での勤務が10日未満の場合は、慰労金の交付対象外となります。また、当該医療機関等での勤務が10日以上であれば、出務者自身が個人で大阪府に申請することとなります。（個人申請の様式及び方法等については現在調整中。）

当該医療機関等での勤務が慰労金20万円の対象となりうるかどうかは、勤務された当該医療機関等に対して、下記の2～4に該当するかをご確認ください。

2. 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来について

国慰労金交付要綱において、「都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関」が慰労金 20 万円の対象となりうる医療機関であることから、帰国者・接触者外来を設置していない医療機関は、原則として、20 万円の対象とはなりません。

ただし、府または府内の保健所設置市と、感染症法第 15 条に基づく調査（PCR 検査に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約（大阪府の対象期間中（1 月 29 日から 6 月 30 日）を適用期間に含むもの）を締結している医療機関は、帰国者・接触者外来と同等の機能を有する医療機関として、当該医療機関等に勤務する従事者は慰労金 20 万円の対象となりえます。

なお、帰国者・接触者外来でもなく、対象期間中に上記委託契約を締結していない医療機関についても、対象期間中に保健所による行政検査の依頼へ対応した実績その他の状況を踏まえ、当該医療機関等に具体的な役割を設定したと大阪府が認める場合には、慰労金 20 万円の対象となる医療機関となりえますので、その際には慰労金交付事業コールセンター（050-3161-6019 又は 06-7166-9988）まで、お問い合わせください。

3. 地域外来・検査センター（いわゆる PCR 検査センター）について

国慰労金交付要綱において、「大阪府又は保健所設置市から役割を設定された地域外来・検査センター」が慰労金 20 万円の対象となりえます。

なお、地域外来・検査センターは 4 月 15 日に厚労省から発出された通知に基づき設置されるものですが、4 月 15 日以前の設置でも、地域外来・検査センターと同様に検体採取を行い、従事者は感染リスクにさらされるドライブスルー検査は「地域外来・検査センター」に該当するものとします。

4. 宿泊療養での出務者について

大阪府が設置した宿泊療養に出務していただいた医師及び看護師は、その業務の内容から「患者との接触を伴う業務」と認められます。本務医療機関と宿泊療養を通算して 10 日以上勤務があり、1 日以上宿泊療養等で出務された医師及び看護師の慰労金は、他の要件を満たす限り、20 万円となります。

5. 7 月申請分の修正について

申請後に誤りが判明した場合（対象者氏名の誤り、生年月日の誤り、対象者の削除など）には、速やかに、慰労金交付事業コールセンター（050-3161-6019 又は 06-7166-9988）まで、ご連絡ください。修正申請書の様式を送付させていただきますので、指定日までに修正内容をご回答ください。

なお、申請書の軽微な誤りについては大阪府にて修正をする予定です。

また、交付決定後に誤りが判明した場合にも、速やかに、上記コールセンターまでご連絡いただくようお願いします。

※ 8 月申請分の修正等の取扱いについては、変更となることがあります。